



保護司になりませんか？

7月は社会を明るくする運動（犯罪防止のための広報活動など）の強調・再犯防止啓発月間です。

問い合わせ 地域福祉課（市庁舎3階、☎65・4146）

■保護司とは

保護司は、犯罪や非行をしてしまった人たちが再び罪を犯すことのないよう立ち直りを支えるため、法務大臣から委嘱を受け活動するボランティアです。犯罪の予防など安全・安心な地域社会づくりに貢献しています。



保護司の活動の一部を紹介します

●保護観察※

保護観察の対象者を定期的に訪問します。約束事が守られているか確認し、必要な助言などを行います。



●犯罪予防のための啓発・宣伝活動

犯罪や非行をした人の更生について地域社会の理解を深めるため、ポスター掲示などの啓発活動を行います。



●出所後の生活環境の調整

刑務所や少年院を出所する人の同居人に、本人との関わり方などの助言を行います。



※犯罪や非行をした人が社会の中で更生するために、保護司などが指導や支援を行うこと。

■保護司として活動してみませんか？

現在、市では約80人の保護司が活動していますが、定員の96人を下回る状況が続いています。

各種研修や先輩保護司によるサポートもあり、新任でも安心して活動できるほか、仕事をしながら活動している保護司もいます。

保護司の活動に興味のある人は、まずは帯広地区保護司会（☎25・5674）へ気軽に問い合わせください。



児童保育センターでの啓発活動

現役の保護司にお話を伺いました

子育てが一段落し、少しだけ時間の余裕ができたので、犯罪や非行をした人に寄り添って立ち直りのきっかけの一助になればとの思いで活動を始めました。

普段は、保護観察の対象者と月1回程度面談して、悩みを聞いたり必要な支援をするほか、地域の犯罪を防止する取り組みの支援や更生保護の啓発活動なども行っています。

面談の時間調整など、仕事との両立は大変ですが、保護司として活動しているからこそ得られたさまざまな経験は、自分の人生の貴重な財産になっていると感じています。

安全・安心な地域づくりに関わりたいとの気持ちを少しでもお持ちの人は、ぜひ一緒に活動してみませんか。



帯広地区保護司会
副会長 上垣 香世子 さん

支援までの流れ

対象者

市内に居住していて、経済的に困っている人、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人（生活保護受給者は除く）と、その家族など

相談方法

来所、電話、Eメールで受け付けています。面談を希望する場合は、事前に連絡してください。

面談

本人・家族と話しながら困り事を整理します。

計画

解決に向けてあなただけの支援プランを作成します。

支援

他の機関とも連携しながら、自立に向けてお手伝いします。



生活や仕事で困ったときは

帯広市自立相談支援センター「ふらっと」へ

問い合わせ 生活支援第1課（市庁舎1階、☎65・4235）

こんな悩みはありませんか？

失業などで生活費や家賃の支払いに困っている

仕事が見つからない、長続きしない

どのような支援があるか、受け方も分からない

病気になった、治療や入院など、今後の生活が心配

家族や友人が悩んでいる（親の介護、子どもの養育など）



「ふらっと」が解決のお手伝いをします

「ふらっと」とは？

日常生活や仕事、家族、金銭の問題など、さまざまな理由で生活に困り事を抱えている人の相談窓口です。

相談員が問題の原因を整理し、一人ひとりの状況に合わせた支援プランの作成や、各種手続きのサポートを行っています。

また、相談内容に応じて、市や医療機関など関係機関への紹介や同行も行っています。

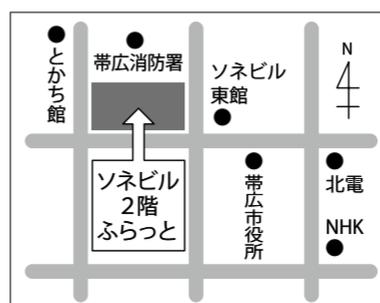
帯広市自立相談支援センター「ふらっと」

受付日時 月～金曜日、8時45分～17時30分
※祝日・年末年始を除く

場所 西6条南6丁目、ソネビル2階
(ソネビル東館に駐車場あり)

問い合わせ ☎20・7366、✉obihiro-flat@keisei-kai.jp

秘密厳守
相談無料



気軽に相談してください